

都市計画マスタープラン（改訂案）に関するパブリックコメント結果

募集期間	令和4年3月24日～4月22日（金）
資料の閲覧方法	役場など6か所に設置、町ホームページに掲載
応募方法	持参、郵送、ファックス、町ホームページのwebフォームからの送付
意見提出件数	91件(20人)

※ご意見について、原則として原文どおり掲載しています。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
1	1	<p>P1で改定の背景が述べられています。いろいろな観点を網羅した表現となっておりますが、羅列されており、大きな状況の変化の転換点であるという切迫感がないです。</p> <p>日本はアメリカやヨーロッパと比較しても少子高齢化・人口減少の進展が突出しています。それに伴い都市部及びその周辺部での空き家問題(特にマンションの空き家問題)が今後大きな社会問題になることが予想されます。10年後、団塊の世代が退場した時、地域社会は一気に変貌します。島本町は一戸立ちの空き家しか調査していません。早急に集合住宅の空き家調査を行ってください。更には空き家予備軍(高齢世帯のみの住居)の見通しを考える事が大切と野澤千絵さんは「老いる町 崩れる街」で述べています。</p> <p>今後予想される空き家問題への検討を開始して下さい。</p> <p>もう一つのポイントは「2050年カーボンニュートラル」です。地球環境の悪化は危機的状態とされています。国連の脱炭素の取り組みに押され、日本も昨年「2050年カーボンニュートラル=温室効果ガス排出ゼロ」を表明しました。これを実現するには大きな変革が必要なのは容易に想像できます。しかし、2022年1月の島本町の第5期島本町地球温暖化対策実行計画(案)を読みましたが、この目標とは程遠いものでした。この都市計画マスタープランは「2050年カーボンニュートラル」を基軸において策定されていますか？現マスタープランの改変ということではなく、社会の大きな変化を読み取るなら「2050年カーボンニュートラル」をマスタープランの骨格の中心において組み立てるべきです。</p>	<p>P1については昨今の社会情勢の変化について、本計画を改訂に至った背景を記載したのとなっております。</p> <p>空家対策等に係るご意見につきましては、「島本町空家等対策計画」において、対応することとしておりますが、ご指摘の空室については、どの程度の期間居住実態がない部屋を空室とするのか等、国等から空室の基準が示されていない中、現状において調査の実施は困難であるものと考えております。</p> <p>「カーボンニュートラル」につきましては、都市計画マスタープランにおける記載はございませんが、今年度、施政方針において、気候非常事態を宣言することを掲げており、また、「島本町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定することから、カーボンニュートラルを見据え、どのような取組が実践できるかなど、検討してまいりたいと考えております。</p>
2	11	<p>「集約型都市の展望」とは島本町の地形を理解されていないのか、意味がわからない。市街地が約4平方キロメートルの小さなコンパクトな町であり、公共施設もこれ以上集約すれば、住民が利用しにくくなりサービスが低下するのではないか。</p>	<p>本町は市街地の大部分が南部の平坦地に集中し、現状においてもコンパクトなまちであることは認識しているところです。しかしながら、今後人口減少が見込まれる本町においても、新たな都市政策を図るべく持続可能な都市構造の再構築については、必要であるものと考えております。</p> <p>また、コンパクトな都市構造等を保持しつつ、住民サービスの向上、居住環境等の質の向上等を図るべく、公共施設や住居等の適切な立地の誘導を図ることを目的とした「(仮)島本町立地適正化計画」の策定を今後予定しており、そのための方針として、「集約型都市の展望」と記載しているところです。</p>
3	11	<p>P1及びP29 都市計画マスタープランの改定の背景に「人口減少社会の到来」と記載されているが、計画期間の今後10年間は島本町ではJR島本駅西開発により、約2,000人の急激な人口増が見込まれ、教育・保育施設などインフラ整備が必要となり財政負担が増える。20年後には人口減少となるので、インフラは無駄になり負債も抱えることになることの課題を記載すべき。</p>	<p>P1やP29については人口減少社会等の社会情勢の全国的な状況を示しております。また、本町においても、一定期間、人口増が見込まれますが、その後減少していくことが予想されることから、現状のような記載をしているところです。</p> <p>なお、インフラについては、将来の人口減少に対応するため、インフラ整備も含めた「公共施設総合管理計画」を策定しております。</p> <p>当該計画では、公共施設の保有量を圧縮することや各施設の長寿命化計画を策定し、計画的な維持保全による長寿命化をめざすことにより、今あるインフラ施設を将来にわたり活用していくこととしております。また、近隣自治体との相互利用など、広域的な活用も含め、当計画を適切に運用してまいります。</p> <p>また、小中学校施設については、適切な維持・管理を図るとともに、教育環境などの変化に応じて計画的な更新を行ってまいりたいと考えております。また、開発等による人口変化に対する教育施設の運営及び整備につきましても、施設を最大限有効利用するとともに、限られた財源の中で適切に対応してまいります。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
4	11	P4の区域区分(線引き)の決定に関する方針では「市街地の無秩序な拡大の抑制に努めることを基本とする」ことは妥当である。	ご意見の箇所については、大阪府が定める「北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和2年10月)」から抜粋した内容であり、島本町都市計画マスタープランの上位計画であることから、本町におきましても当該方針と整合を図った形で改訂をすることとなるものです。
5	11	P5 「「離宮の水」があり、水無瀬川の伏流水を水源としています。」と記載があるが、「離宮の水」の水源は水無瀬川の伏流水ではない。	「離宮の水」については、離宮の水保存会が発行されております「名水百選 離宮の水」にも記載されておりますとあり、水無瀬川の伏流水を井戸から汲み上げているものと認識しております。
6	14	将来人口 (都市計画審議会「議案書」P.6(4)人口、世帯数。P.31。P.38 4-3(1)など。以下同様) どのように将来人口を予測するかは、今後の都市計画作成において非常に重要な要素であるが、各所で記載のずれが見られる。 P.6「今後しばらくは人口増加が想定」、P.31「今後10年間ほどは人口数の現状水準が維持」、P.38「人口の増加傾向がしばらく続いた後、緩やかに減少」 本計画では、将来的な高齢化・人口減少については絶えず意識され対応の必要性について触れられているが、本計画の対象期間である今後10年間についていばおおむね現時点よりも人口増の状態が予測されているにもかかわらず、その影響が過小評価されている。すなわち、人口増に対応するためのインフラ整備(道路・水道など)や住民サービスの提供(介護・保健や保育・教育など)についての記載が見られない。現状への改善がなされなければ、住民サービスは低下、劣化する。 また、人口増への対応は、将来的には一気にニーズが減少するので負の遺産化する。一時的な無駄な負担を減らすため、これ以上の人口増を極力抑制する方向での街づくりを基本とすべきである。	本町においては、今後一定期間人口増加が予測されていますが、人口推計によると令和7年をピークに減少に転じると考えております。 そのため、人口減少が顕著となる10年後以降を見据え、直近の人口増に伴うインフラ整備については慎重に検討すべきものと考えております。 なお、本町においては「公共施設総合管理計画」を策定し、公共施設保有量の圧縮や計画的な維持保全による長寿命化をめざすことにより、今あるインフラ施設を将来にわたり活用していくこととし、住民サービスの低下を招かないようインフラ施設の計画的な維持管理が必要であると考えております。 また、わが国においては人口減少が避けられない状況となっている中、自治体としては今後も一定の人口規模を確保し、将来にわたり地域社会の活力を維持していくことが必要だと認識しております。
7	11	p.6 「大型マンションなどの大規模な住宅開発が進んでおり、今後しばらくは人口増加が想定されます」と町は無関係のような表現であるが、住民が求める建築物の高さ規制を町が実施しないことで大型高層マンションの建設が続いているのである。「建築物の高さ規制がないため大型マンションの住宅開発が進んでいる」と記載すべき。大型高層マンションが増加することによるデメリット(景観・生活環境・教育や保育・交通などの悪化)で既存住宅の住民は多大な不利益を被っている。	P6については、本町において公表しているデータに基づき、人口、世帯数を記載のうえ、上位計画である「第五次総合計画」に基づく、人口増加の想定を記載しております。 また、建築物の高さ規制・誘導などについては、P55やP57において、今後検討していく方針を記載しているところです。
8	11	p.10 「JR島本駅西地区において土地区画整理事業が進行中であり、令和4年度に完了予定」とあるが、アンケート調査自由意見でも高層マンション建設に異議を唱える意見は多数見られた。都市計画事業でありながら住民合意が得られているとはいえない。	JR島本駅西土地区画整理事業につきましては、組合施行により都市計画事業として実施されているところです。当該事業につきましては、公共施設の整備改善や宅地の利用増進等を図るために実施されているものであり、事業区域内に建設予定のマンションにつきましては、都市計画事業として実施されているものではありません。 なお、マンションの建設に当たっては、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」や「JR島本駅西地区まちづくりガイドライン」に基づき、適切に指導等を実施しているところです。
9	11	p.14 一人当たりの公園面積は2.08㎡と少ない。JR島本駅西開発により人口が増えればさらに一人当たりの公園面積は減る。	令和4年9月時点において、本町管理の公園は都市公園及び児童公園を含め73か所あり、面積は8.2haとなっております。その他、国が管理されている淀川河川公園があります。また、JR島本駅西土地区画整理事業により、公園が2箇所設置される予定です。 公園面積の増加につきましては、本町としても子どもの发育をはじめ、ご利用される皆様の憩いの場でもあることから、重要な課題であるものと認識しており、今後も開発行為等における協議などにより、面積増加に向け取り組んでまいりたいと考えております。
10	11	p.17「自然景観 町域の多くを山林が占め、市街地のあらゆるところから山並みを望むことができます。」とあるが、町全域に高層マンションが建ち、市街地のあらゆるところから山並みを望むことはできない。この記述は削除または修正すべきである。	昨今、本町においてマンション建設の動きはありますが、本町の北部一帯に広がる山並みが市街地から視認できることには変わりはないものと考えていることから、今後につきましても山並みを重要な景観資源として、自然と調和した良好な景観誘導等を図っていききたいと考えております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
11	14	市街地の土地利用(P.26アンケート結果。P.77協働によるまちづくり など関連) アンケートでの土地利用についての考え方は、「必要に応じて土地利用を制限する」が圧倒的に多数(73.5%、62.1%)で、「自由に任せる」は5%以下である。住民の多数は、利用法を土地所有者に任せるよりも、むしろ町が積極的に計画立案し進めていくべきと考えている。計画は、住民意見に基づきより具体的に検討すべきである。その際、行政として住民の意向を待つのではなく、積極的に聞き取り引き出す工夫が必要である。	現在、町域においては、市街化区域と市街化調整区域の線引きにより、市街化を促進する地域と抑制する地域が決められております。また、市街化区域内は、用途地域などにより土地利用が制限されており、更に地区計画等が策定されている地域においては、それらによる土地利用の制限も上乗せされております。今後についても土地利用の制限等、都市計画の変更等を行う場合においては、住民の皆様のご意見等を積極的にお伺いしてまいりたいと考えております。
12	12	「防災や上下水道に関わり、断層や構造帯の存在について加筆が必要」 防災計画等多様な計画策定で明記されているとは言え、過去5年間で「大阪北部地震」を経験し、近年連日のように発生する地震を受けて、本計画、防災関連のどこかに「有馬高槻構造帯が存在する」ことについて明記すべきと考えます。ただ高槻市と比較してもたらす被害や影響は過小だとは聞いておりますが、2018年北部地震の際に、高槻市-茨木市-枚方市で24時間断水の地域があり、大阪企業団水を使う高槻市に島本町から給水支援を行ったという事実がありますので。	地震については、P29~30の「社会潮流」について、日本列島全体の項目を記載しており、その中で本町にも影響がある南海トラフ地震の被害想定を記載しております。しかしながら、本町での被害想定は大きくないものと考えており、現状において町が最大の被害として想定している地震は有馬高槻断層帯地震であることから、記載内容を検討してまいりたいと考えております。 なお、2018年6月の大阪北部地震発生の際には、高槻市水道事業管理者より給水支援の要請を受け、給水タンク積載車1台、職員延べ4名を派遣し応急給水活動を行いました。今後も大規模災害に備えて、近隣市との連携を図るとともに、応急給水体制の適正な運用に努めてまいります。
13	1	P29、P31の集約型都市構造の形成、コンパクトで行政効率の高いまち-行政効率化の見本として、よく「コンパクトシティ」が議論されます。しかし、コンパクトシティは机上の空論で、実際に効率よく機能している実例は見当たりません。よく目にするのは、旧市街地の外の新駅(駅を作り)に「コンパクトシティ」と称し新たに都市機能集約地域を作る開発です。旧市街地の外の方が、まとまった土地を得やすく開発しやすいからです。結果、長い目で見ると、次々に市街地が移動し、あたかも「焼き畑」のごとく開発が行われているのが現実です。移動のたびにインフラを整備する、その無駄は容易に想像できるでしょう。「コンパクトシティ」という幻想は早く捨てていただきたい。行政効率の高い町を作るには、いまある街並みを大切にそれを活性化させることです。特に、JR島本駅東口から阪急水無瀬駅にいたる中心市街地ゾーンの活性化が大切です。JR島本駅西地区に商業施設を誘導することは、旧市街地の空洞化を促進します。行政効率化に逆行します。	本町におきましては、今後、一定期間において人口増加が見込まれるものの、その後、人口減少傾向に転じることが見込まれることから、持続可能なまちづくりに向け、コンパクトシティの形成は必要であるものと認識しております。 一方で、ご意見にありますように、中心市街地ゾーンの活性化は、本町としても重要であるものと認識しており、これまで、「商業団体支援補助金」といった補助制度や、商工会と連携した創業支援等を行っており、引き続きJR島本駅東側から阪急水無瀬駅周辺における活性化についても、可能な限り行政支援を行ってまいりたいと考えております。
14	16	都市マスに記述されているように長期的にみれば人口が減少する予測はそれはそうであろう。しかしここ数年から近い未来にかけて急激な人口増加があるというのは、財政も含めた都市計画において重要なパラメータであり、そうした急激な増加のあとの減少というのが島本町独自の人口動態であろう。あちこちに長期的な人口減少を見据えた文言があるが(例えばP31)、片方の事実(正確には予測)だけではなく数年後までの課題、長期的課題の二つがある。具体的施策はともかく、計画スタート地点の前提条件として正確な記述をお願いしたい。	上位計画である「第五次総合計画」においても、人口の増加傾向がしばらく続いたのちに緩やかに減少していくことが予測されると記載されていることから、現状の記載内容としているところです。
15	11	p. 32「災害に強い安全・安心なまちづくりの推進」のためには森林保全、ため池・田んぼの保全などグリーンインフラを利用する災害対策を推進すべきである。	災害対策については「地域防災計画」において、公園緑地の整備、農地の保全・活用について記載していることから、P59「5-6 都市防災・減災の方針」において、「公園・緑地などの整備推進とともに、緑化推進などにより緑を増やし、火災に強い市街地の形成に努めます。」と記載しております。 また、グリーンインフラについては、ため池の定期点検やファミリー農園の斡旋等、ため池・農地の保全に努めてまいります。 今後におきましても、水や緑を安全・安心なまちづくりに活用し、災害対策に努めてまいりたいと考えております。
16	11	p. 33「住民・事業者・行政などによる連携と協働による、総合的なまちづくりとして取り組む必要がある」とのことだが、島本町は開発事業者によりまちづくりを進めている。自由記述の内容には開発影響による環境に関する意見や、道路・交通に関する意見などが多く、豊かな自然環境の保全や活用、道路の通行環境の改善等の意見が多いことから顕著にあらわれている。	開発行為などを行う場合、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づき、道路などの公共施設について事前に協議を行っており、今後においても、引き続き、適切に指導してまいりたいと考えております。 また当該要綱以外にも、土地利用の方針や地区計画等の規制に基づき、適切な指導を行ってまいりたいと考えております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
17	6	<p>「・・・ 持続的な住宅交流都市」は意味がよく分からないうえ、住宅開発のイメージにつながるようで「これ以上マンションは建てほしくない」との多くの住民の思いに反すると考えます。 提案「人がつながり、自然・水・歴史を生かした魅力ある都市」としてはどうでしょうか？</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様がどのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
18	7	<p>P34 めざすべき都市像の案が、わかりにくいです。「持続的な交流都市」というもののイメージがわきにくく、また目指している内容が伝わってこないです。住民アンケート結果にも表れている、「自然を保全していくことを重視する」ことが伝わるものにしてください。 例えば「自然豊かで人がつながり合う元気なまち～いつまでも住みよい島本町～」 「自然や人のつながりが豊かで元気なまち～いつまでも住みよい島本町～」 「豊かな自然、あたたかい人のつながりを感じるまち～いつまでも住みよい島本町～」など、わかりやすいものがよいです。</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様がどのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
19	8	<p>アンケート結果自由記入欄（241ページ以降）に寄せられた意見で一番多かったのは環境（254件）、マンション建設（102件）に関連するもの。その大部分が自然や緑がなくなっている現状を懸念する声である。これらを踏まえ、34ページ「めざすべき将来の都市像」の文言は、もっと緑や自然を押し出した文言にすべき。ここに示されている案は総花的で今後10年の島本がどこをめざしているのかわからない。</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様がどのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
20	10	<p>めざすべき都市像は、みなが親しみを持てるものに まず、都市計画マスタープラン案(以下、都市マス案)34ページにある将来都市像案「自然・都市・人が共存しつながる持続的な交流住宅都市」への対案として、以下をご提案します。</p> <p>「美しい水と緑とともに 人々が行き交い心通わせるまち」 (1)水と緑 町民憲章を構成する5条のうち、1番目に、「自然を愛し 水と緑の美しいまちをつくります」とあります。水質の良さは、多くの町民にとっての誇りでありましょう。また、山や川がすぐそばにある環境が大きな魅力の一つであることも、町民の共通理解であるように思います。「水と緑」という言葉は、島本に集う人々の底流にある想いを映していると感じており、是非入れたいと考えました。</p> <p>(2)ともに 島本町は、ベッドタウンとしての側面を持っています。自然を愛するといっても、大自然のただ中というわけにはいきません。それでも、住宅都市としての機能が、持続的に自然と調和して存在している状態であってほしい。その想いを「ともに」に込めました。</p> <p>(3)人々が行き交い心通わせる 島本町は、コンパクトなまちです。殆どの場所に、歩いて、或いは自転車で行くことができます。自ずと、人と人との心の距離が近くなるように感じます。その良さを活かして、島本に集う人々が繋がり、協働することで、相乗効果を生み続ける場であってほしい。その願いを「人々が行き交い心通わせる」と表現しました。</p> <p>以上の内容は、既に原案に盛り込まれた意図と概ね一致するかと思います。しかしながら、町民に馴染みの深い言葉を含み、また和語を多く取り入れることで、大人にも子どもにも、幅広い世代の方に、より親しみを持って頂きやすくなるのではないかと考えました。</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様がどのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
21	14	<p>将来都市像 案)自然・都市・人が共存しつながら持続的な交流住宅都市 (P.34) 「交流住宅(住宅交流?)都市」とはどういうものかわからない。キャッチフレーズとするには、もっとイメージしやすい、誰にでもわかりやすい表現が必要。 「自然・都市・人が共存」ということは、この3者がそれぞれ独立したものととらえられていることになる。 「自然と人が共存」はまだイメージできるが、「都市と人が共存」とはどういうことを言っているのかわからない。 反対に、人と共存しない、人とつながらない都市というものがあるのか?</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様どのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
22	17	<p>「自然・都市・人が共存しつながら持続的な住宅交流都市」とあります。重要な方針、フレーズを漏らさず、全て詰め込まれたのかと思いますが、「共存」「つながる」「持続的」と表現が多く重なっていて分かりづらいです。「住宅交流都市」というフレーズも漢字が多く、堅い感じがします。「住みよいまち」といった表現の方が、親しみがあります。最近では島本の歴史にも注目が集まっています。歴史も感じられるフレーズが良いと思います。島本町公式LINEなどを使って、キャッチフレーズを募集してみるのも一つかと思えます。</p>	<p>改訂案にて記載の将来都市像については、水や緑といった「自然」と、住民や事業者といった「人」、そして「都市」が「島本町」という枠組みの中でそれぞれを侵すことなく共存し、相互的に作用する仕組みが息づくまちという側面に加え、住みやすいまちという「住宅都市」の側面を持ちつつも、住民同士の「交流」が盛んなまちという側面も併せ持つまちを思い描き、キャッチフレーズ案として提示させていただきました。 本町の将来像を思い描くにあたり、住民の皆様がどのような将来像を思い描いておられるのか、また、何を求めているのかをお伺いすることができました。 いただいたご意見については、キャッチフレーズ案を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
23	7	<p>P35「水と緑を守り生かす」ことは、今後10年を見越す際に、最重要視してほしいことです。この10年で、どんどんと宅地開発がされ、緑や農地が減っている渦中、島本の良さである水・緑を守ることをもっと強調してください。「積極的に保全する」などという記載が欲しいです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、記載内容につきましては検討させていただきます。</p>
24	18	<p>緑の保全、充実、活用に関して 35ページ、まちづくりの目標において、「水や緑の保全、充実、活用」に関する記載があります。緑の保全、充実、活用は、行政だけでなく、住民や事業者も取り組むべきことです。住民や事業者がそういった取り組みに参画しやすいような支援・補助を行政が打ち出していくことで、まち全体として「水や緑の保全、充実、活用」を達成していくことができると思います。77ページ以降の「住民・事業者・行政の協働によるまちづくり」において、そういった支援・補助を活用した連携についても方針を示してもらいたいと思います。</p>	<p>水の保全活動としては、名水百選に選ばれた「離宮の水」の定期的な水質検査や清掃といった活動を住民・事業者・行政が連携して取り組んでいるところです。また、町内森林ボランティア団体に対し、活動費を補助するなど、緑の保全にも努めているところです。引き続き、緑の保全、充実、活用に資する支援・補助を進めてまいります。 なお、支援・補助を活用した連携についての方針については、P76表中の行政の欄に記載のとおり、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりと方針を記載し、この方針に基づき取り組んでまいります。</p>
25	16	<p>環境にやさしい脱炭素なまちづくり(p35) 2022年3月2日の定例議会、あるいは総務建設水道委員会において、「島本町のような財政の厳しい町では温暖化対策をおこなうべきではない」「CO2(二酸化炭素)による温暖化が起こっていないという論文が急増している。日本の常識は世界の非常識」という趣旨の発言があったが、しっかりと環境対策に予算をつけて実行していくことが未来に対する責任であるので、ぜひこの方向性を曲げないでほしい。</p>	<p>都市計画マスタープランにおいては「まちづくりの目標」のなかで「環境にやさしい脱炭素なまちづくり」という方針を記載しております。 なお、本町では令和4年度の施政方針において、気候非常事態を宣言することを掲げており、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、町全体で地球温暖化対策を進めてまいりたいと考えております。</p>
26	16	<p>「環境への負荷の少ない建築物、公共交通や低炭素型の交通手段への転換、環境にやさしいライフスタイルの実現などにより、自然と共生する脱炭素なまちづくりに取り組めます。」(P35)とは書いてあるものの、各論へあまり具体的には展開していない。環境への負荷の少ない建築物というのであればガイドラインを作って、省エネ性能の重視や技術的な要求、目標水準などを開発指導要綱にいれるようなことを計画の中で書かないと、民間に対して多くを望めないと思う。</p>	<p>都市計画マスタープランにおいては「まちづくりの目標」のなかで「環境にやさしい脱炭素なまちづくり」という方針を記載しております。 また、ご意見いただいております取組の詳細な内容は、「第五期地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の中で、「公共工事等における環境負荷低減の推進」について記載し、公共工事等を行う際にはできる限り環境負荷低減に配慮するよう、町として取り組んでおります。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
27	1	<p>P35環境に優しい脱炭素なまちづくり、徒歩や自転車の移動の魅力あるまちづくり、賛成です。マスタープランに書くだけでなく、自転車道の整備や誰でも利用できる巡回コミュニティバスの充実を実現して頂きたい。過度な自動車社会からの脱却は「2050年カーボンニュートラル」に繋がる取り組みです。また、高齢者や歩行困難な人が利用する4輪の乗り物(シニアカー等)が増えています。道に段差や傾斜があって転倒の危険があり心配しながら見えています。バリアフリーの走行路が必要です。早急に対応して下さい。</p> <p>資料・冊子：「グリーンインフラって何だろう？」日本建設連合会 刊行物・資料：日本建設連合会(nikkenren.com) https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=311</p>	<p>本町におきましては、高齢者等を対象として、外出支援を目的に運行している福祉ふれあいバスがあります。今後につきましても、当該バスの運行を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>また、現在の路線バスの維持や利便性の充実を重視し、事業者への要請や調整に取り組むとともに、バス空白地区対策について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、道路につきましましては段差や傾斜など、職員が定期的にパトロールを行い、随時補修を行っており、今後も引き続き適切な維持管理に努めてまいります。また、道路のバリアフリー化につきましても、「島本町バリアフリー基本構想」に基づき、生活関連経路を中心に整備を進めているところです。</p>
28	7	<p>コンパクトで利便性の高いまちづくり 「都市空間の形成」というのがいまいまいちわかりません。交通量が増えている中、徒歩や自転車移動が安全で行いやすいよう、早急に交通整備や道路整備に取り組む意向をしっかりと明記してほしいです。</p>	<p>都市空間とは、住居や道路、水や緑といった自然などによって構成された空間を意味しており、今後についても魅力的な都市空間の形成に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>また、道路整備については、今後10年間において本町の財政状況及び用地の取得等課題が多いことから、歩行者や自転車利用者の利便性の向上に関する取組や、自動車運転者の視認性の向上を目的に、路面啓発看板等を設置するなど、交通安全に関する取組を進めております。</p> <p>加えて、既に市街化が進み沿道にお住まいの方がおられる中で道路の幅は容易ではないことから、今後におきましても、P46やP47に記載のとおり、可能な部分での幅や道路交通安全施設の設置、国、府、警察など各関係機関と連携し取組を進めてまいりたいと考えております。</p>
29	1	<p>■P36、P42安全なまちづくり、都市防災の方針 国土交通省はコンクリート防災(グレーインフラ)一辺倒からの脱却を鮮明にしています。コンクリート防災だけでは災害に対応できない、グリーン、すなわち自然生態系を利用しようということです。 国土交通省-「自然環境が有する多様な機能を賢く利用するグリーンインフラを通じ、次世代を見据えた効果的・効率的な社会資本整備や土地利用、ひいては持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることが、求められています。」 グリーンインフラは言葉は新しいですが、内容は真新しいものではありません。森林、ため池や田畑や空き地等緑の部分は、もともと雨水の流出を防ぎ、地下への浸透や蒸散の作用をもつものとして地域の中で維持されてきました。それらをグリーンインフラとして防災上重要なものとして積極的に評価しようと言うことです。 そして、開発に際しては意識的にグレーインフラとグリーンインフラとを融合させていこうというものです。これは防災上大きな働きをするだけでなく、「2050年カーボンニュートラル」という方向にとっても大きな意味を持ちます。 建設業界では、グレーインフラとグリーンインフラとの融合に積極的に取り組んでいるところもあれば、旧態依然グレーインフラのみのコンクリート構造物のみを行う企業もあります。 島本町としてグリーンインフラ推進という方向を打ち出すことによって(これは国の方針に合致したものです)、積極的にグリーンインフラを取り入れていただきたい。 資料・冊子：「グリーンインフラって何だろう？」日本建設連合会を参照して下さい(保水性舗装、雨水浸透貯留路盤等々)</p>	<p>グリーンインフラの活用については、P35に水と緑の多様な効果を生かしたまちづくりに取り組む方針を記載しております。具体的には、土地利用や景観の適切な誘導により自然環境を保全していくとともに、より良い住環境形成や防災等につながるものとしての水や緑の積極的な活用が考えられます。</p> <p>また、P56「市街地及び住環境整備の方針」においても、市街地内に点在する農地の防災や景観、環境保全などの多面的な機能を評価し、保全・活用を促進することを記載しているとともに、グリーンインフラの一環として、雨水流出防止を目的に、町内各所の歩道について透水性舗装を使用しているほか、ため池の定期点検やファミリー農園の斡旋など、ため池・農地の保全等に努めております。</p> <p>なお、災害対策については「地域防災計画」に、公園緑地の整備、農地の保全・活用について記載していることから、P59「5-6 都市防災・減災の方針」において、「公園・緑地などの整備推進とともに、緑化推進などにより緑を増やし、火災に強い市街地の形成に努めます。」と記載し、水や緑を安全・安心なまちづくりに活用してまいりたいと考えております。</p>
30	11	<p>アンケート調査報告書でも現状の評価が高いのは「自然環境の豊かさ」であり、【目指すべきまちの将来像】は「緑や水辺、農地など、身近な自然を感じることができるまち」、【土地利用の考え方】の項目では「住宅市街地や複合市街地については、環境を維持・向上するため、必要に応じて土地利用を制限するという保全寄りの意向が多い」また「自然や営農環境を保全するため、土地利用を制限するという意向も一定ある」。そして【緑・水の考え方】では多様な緑・水の政策としては、「公園・緑地の整備」や「身近な水と緑のつながりの創出」とともに「市街化調整区域の農地、森林等の保全」が重視されている。 p.3の土地利用ゾーンとゾーン別の土地利用の方向では、これらの住民意見を十分反映しているとはいいたい。すべてのゾーンにおいて自然や市街地の農地も含め保全する土地利用にすると記載すべきである。</p>	<p>P3のゾーン分けについては上位計画である「第五次総合計画」のゾーン分けを踏襲して記載しております。</p> <p>なお、市街地において自然の豊かさを保全していくことについては、P43「土地利用の方針」の基本方向に位置付けています。</p> <p>また、「住居ゾーン」において、自然との調和や景観形成、緑化、農地保全等に、「中心市街地ゾーン」や「産業・公共ゾーン」はにぎわい創出・事業活動が行いやすい環境づくりへの配慮のもと、自然と調和した景観形成等に努めることとしております。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
31	3	<p>都市計画区域ごとに建物の高さ制限を設けてほしいです。特に、①島本駅西側エリア、②府道桜井駅跡線(楠公道路)周辺エリア、③ふれあいセンター～関電社宅の第二種住居地域となっているエリアは、島本町の魅力である「山を一望できる景色」に大きく影響するエリアであり、高層マンションの乱立を防ぐためにも高さ制限が必須であると考えます。町内一律20メートル以下とした高さ制限条例案は否決されましたが、①②は山頂を覆わない30メートルまで、③は住宅街であることを考慮し15メートルまで、という様に区域ごとに制限出来ないでしょうか。私自身が、「都会にいながらにして自然を感じられる景観」に魅かれて島本町に引っ越してきたため、この貴重な景観が高層マンションによって失われるのではないかと危惧しています。高さ制限が無い場合、町中の建物の高さがバラバラで統一感が無い事も気になっています。箕面市の様に、都市計画区域ごとに「街並みイメージ」を設定の上、高さ制限を設けてはいかがでしょうか。</p>	<p>P55やP57に「…地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」という方針を記載している通り、都市計画法や景観法に基づく手法の適用を検討しております。建築物の高さ規制につきましては、私権の制限に繋がる懸念もあることから、今後策定予定の景観計画やアンケート調査等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、あくまで方針等を記載するものであり、高さ制限や高度地区等の検討方針は記載しますが、具体的な内容につきましては、個別計画にて規定するものと考えております。</p>
32	4	<p>高さ制限について 私は島本町の高浜に住んで30年近くなります。引っ越してきた当初はのんびりした風情の町でしたが、近年至る所に高層マンションが建ち、景観が一変した感があります。高浜では、西側にジオ阪急水無瀬ハートスクエア、北側にライオンズガーデン水無瀬グランリバーがそびえ立ち、景色を遮っています。既存の倉庫や住宅が無くなり更地になると「また高層マンションが出来るのではないかと」怖くなります。島本町では高さ制限がある地域はごく一部で、ほとんどの地域で高層の建物を建ててもいいとの事です。そこで、第1章 5-4景観形成の方針 (?- 2)市街地景観・・・p.55 では高さ制限の事を重視した文言を入れて欲しい。景観条例には具体的に高さ制限の条項を入れて欲しいです。</p>	<p>P55やP57に「…地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」という方針を記載している通り、都市計画法や景観法に基づく手法の適用を検討しております。建築物の高さ規制につきましては、私権の制限に繋がる懸念もあることから、今後策定予定の景観計画やアンケート調査等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、あくまで方針等を記載するものであり、高さ制限や高度地区等の検討方針は記載しますが、具体的な内容につきましては、個別計画にて規定するものと考えております。</p>
33	10	<p>秩序ある町並みのために、高度地区の導入を 目に映る景色を認識することこそが、めざすべき都市像が具現化しているかを確認する手段です。まちの美しい風景を目に映すことを、無秩序に妨げられるのは、誰も望まないでしょう。秩序ある町並みを実現するために、島本町が「景観行政団体」となることを明文化したことは、大きく評価できます。</p> <p>一方で、確かな実効性を持って、建築物の高さを適切に規制するためには、高度地区の導入が必須と考えます。もう一步踏み込んで、高度地区導入の検討を行うことも、是非明文化頂きたいです。</p> <p>もし高度地区を導入するとなれば、合意形成には困難も予想されます。時間がかかるからこそ、できるだけ早く手を打ち始めるべきと考えます。それとともに、導入が実現までの間に、待った無しの案件も出てくるかと思えます。導入目標年次や、それまでの暫定策についても、盛り込んで頂くことをご提案します。</p>	<p>P55やP57に「…地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」という方針を記載している通り、都市計画法や景観法に基づく手法の適用を検討しております。建築物の高さ規制につきましては、私権の制限に繋がる懸念もあることから、今後策定予定の景観計画やアンケート調査等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、あくまで方針等を記載するものであり、高さ制限や高度地区等の検討方針は記載しますが、具体的な内容につきましては、個別計画にて規定するものと考えております。</p>
34	20	<p>先般の「住宅地の高層建築は10階（30m）以下にすることを求める請願」では、多数の町会議員さんの反対により950人程もの賛成署名があったにも拘わらず町議会では取り上げられないこととなり、真に真に残念です。国民の一人一人が健康で文化的な生活を営む権利を守るための行政ではないですか。特に持たざる立場の弱者の為の。</p> <p>今後マスタープランを作成されるにあたって、やはり町内の建物の高さについて何らかの高さ制限の必要性を早急に考えて行って欲しいと思います。特に住宅地の中における高層建築については柔軟性を持ちながら考えていくべきだと思います。最近の島本町の変わりようには到底「我が古里」と思えないものがあります。高層建築の乱立は町の一貫性のない姿勢の表れと捉えられても仕方ありません。</p>	<p>P55やP57に「…地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」という方針を記載している通り、都市計画法や景観法に基づく手法の適用を検討しております。建築物の高さ規制につきましては、私権の制限に繋がる懸念もあることから、今後策定予定の景観計画やアンケート調査等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、都市計画マスタープランは、あくまで方針等を記載するものであり、高さ制限や高度地区等の検討方針は記載しますが、具体的な内容につきましては、個別計画にて規定するものと考えております。</p>
35	7	<p>P40「水と緑の拠点」が西部にも必要です。 西国街道はもはや車両の交通量が多く、歩行者自転車安全に通行できる、歴史文化軸としては厳しいため、交通整備が必須です。</p>	<p>「水と緑の拠点」につきましては、「シンボリックな河川」と一体となった大規模な緑の公園・緑地等を位置づけており、東大寺公園や水無瀬川緑地公園等、一定規模以上の公園を位置づけております。</p> <p>ご意見につきましては、拠点となる大規模なスペースがないことなど、用地確保等の課題があることから、同規模の公園等を新たに整備することは困難であると考えております。</p> <p>しかしながら、緑を感じられるその他の公園等を住民の皆様の健康づくりや憩いの場となるよう、引き続き適切に維持管理をしております。</p> <p>西国街道については、歴史的なまちなみや文化を継承しており、地域らしさを伝える軸として、都市計画マスタープランにおいて「歴史・文化軸」に位置付けることがのぞましいと考えております。</p> <p>なお、西国街道に関する交通整備については、P46～P47「基盤施設の整備の方針」に記載しているとともに、道路管理者である大阪府へご意見としてお伝えしているところです。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
36	7	P42土地利用の方針を定めることは賛成ですが、市街地にも緑あふれる、ゆとりある空間が必要ですし、他の町ではない「島本の良さ」＝水と緑が豊かでありつづけるには、この市街地でも「自然豊かさを保全していく」ことにあることをしっかりと明記してください。 水と緑と歴史資源のまちづくり、ぜひ「積極的に保全活用する」意向を強調してください。今回の改訂には、「積極的に取り組む」ことが必要です。	市街地における自然の豊かさを保全の方向性については、P43「土地利用の方針」の基本方向に位置付けているほか、「住居ゾーン」において、自然との調和や景観形成、緑化、農地保全などを記載しております。 また、P51「水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針」においても、保全活用の方針を記載しております。
37	7	P43、44 住居ゾーンへの危惧…このゾーンの緑・農地がどんどん減ってきているのが、この10年間だったとすると、今回の改訂で、今後10年間を見据えると、この住宅ゾーンでの農地。緑の保全が重要です、もう、宅地化、宅地開発は必要なく、緑を保全していく方向の転換を明記してください。	緑の保全の方向性としましては、本町の特性を考慮して、市街化区域内においても農地を残し自然や農地と調和した居住環境を形成することを記載しております。 なお、「住居ゾーン」は市街化区域内に指定しており、優先的に市街化を図るべき区域であるため、宅地化を抑制することは困難であると考えておりますが、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施や生産緑地地区への指定などにより、今後も引き続き、農地等の保全に努めてまいります。
38	14	土地利用の方針：(2)1)①中心市街地ゾーン・JR島本駅西地区 など (P.43) 「商業機能などの充実や住宅地の整備を図り、生活利便性の向上とにぎわいの創出を促進します」とされているが、現状でも阪急水無瀬駅周辺では空き店舗が多く低迷している。駅西地区にさらに商業機能を作ると水無瀬駅周辺地域と分断され、ますますの衰退が進み共倒れになる。 立地の利便性から考えて、駅西地区とその周辺だけで一定規模を持った商業施設を維持するだけの需要はないだろう。若山台地区ではかつて商業施設(阪急オアシス)が撤退したが、その二の舞になる。信頼のおける調査もなく、無責任な「バラ色の未来」を描く計画にしてはならない。 本項目の「基本方針①無秩序な市街化を防止し、コンパクトな市街地の形成」を適用し、本町の中心市街地ゾーンは、JR島本駅東側から阪急水無瀬駅周辺に限定すべきである。	本町におきましては、今後、一定期間において人口増加が見込まれるものの、その後、人口減少傾向に転じることが見込まれることから、持続可能なまちづくりに向け、コンパクトシティの形成は必要であるものと認識しております。 一方で、ご意見にありますように、中心市街地ゾーンの活性化は、本町としても重要であるものと認識しており、これまでも、「商業団体支援補助金」といった補助制度や、商工会と連携した創業支援等を行っており、引き続きJR島本駅東側から阪急水無瀬駅周辺における活性化についても、可能な限り支援を行ってまいります。
39	14	空家対策(P.44) 高齢化だけではなくマンション建設の増加により、今後町内の空家が大幅に増加すると考えられるが、対策について何も具体的な提案が示されていない。空家を負債のようにとらえるのではなく、既存の宅地・住宅の積極的な活用(公共施設への転用や公的利用など)や新たな住宅としての再生利用など、SDGsに沿った方向性を示し、早急に対応していくことが必要である。 宅地に混在する農地を「適正な宅地化を誘導する」とあるが、これ以上の新たな宅地造成は抑え、農地を残し持続可能な社会を実現するために既存の住宅(空家等)活用を優先する。	空家に関しましては、「空家等対策計画」を策定し、具体的な施策を進めております。具体的な空家対策としましては、空家を所有される方が売買や賃貸を希望される場合、その情報を不動産関連団体へ伝え、希望される活用の後押しを進めているところです。今後におきましても、空家の有効活用や再生利用等について、「空家等対策計画」に基づき検討してまいります。なお、都市計画マスタープランにおいては、当該計画に基づく空家対策の施策の方針を記載しております。 また、ご意見をいただいている宅地に混在する農地につきましては、多くが「住居ゾーン」に位置し、市街化区域に位置しており優先的に市街化を図るべき区域であるため、宅地化を抑制することは困難であるものと考えております。 しかしながら、住環境を守るため、農地の保全についても記載しておりますことから、今後も引き続き、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、農地等の保全に努めてまいります。
40	13	企業跡地の利活用に取り組んでもらいたい。青葉のNTT社宅後にはまたマンションが建つのではないかと懸念がある。拙速な住宅開発ではなく、既存の住民が活用できるような施設にしてもらいたい。また、関電の体育館を民間利用できるようにしてほしい。	土地の利用については、個人・法人を問わず、都市計画マスタープランに示す方向性を踏まえつつ、都市計画法などの関係法令を遵守することが求められます。 なお、大規模用地の利活用にあたっては、企業立地促進制度の活用促進などにより、産業系の地区における企業誘致に努めてまいります。 関電の体育館の地域開放については、今後の町政運営を行う際に参考とさせていただきます。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
41	10	<p>農ある風景を活かすために、従来の延長線上で無い施策検討を農地は、人の手が入りながらも水と緑がそこにある、まさに人の暮らしと自然が調和した場であると感じます(農地にも様々あり、必ずしもそう言えないケースもあろうかとは存じますが)。だからこそ、農ある風景、農風景に、手つかずの自然と同じような安らぎや魅力を、感じる方が多いのではないかと思います。</p> <p>この農風景が20年、30年先も、まちの風景の一つであるためには、どうなっているべきでしょうか。そのときには、今営農されている方の大半は、現役を退いておられるのではないかと思います。農風景に魅力を感じているからこそ、持続可能な姿を真剣に考えなければと感じます。</p> <p>魅力を感じるのであれば、その魅力に見合う適正な対価を払う必要があります。現状の市民農園の利用料を1割2割上げる、営農支援の補助金を増やすといったことでは、到底見合いません。幸いにして、都市農園へのニーズは、全国規模で増えていると思います。民間が運営する貸し農園の利用料が、島本町にある市民農園の利用料の10倍以上であつたりします。それでも各所で空き区画が無い状況が生まれていることが、その証左です。今こそ、20年、30年先の姿から、今残っている農地という資源をどう活かすかを考え、手を打つべきときです。従来の延長線上で無い施策を検討することを、明文化して頂きたいです。</p>	<p>市街化区域内における守るべき農地は、生産緑地地区に指定して保全しています。さらに、本町の特性を考慮して、市街化区域内においても農地を残し自然や農地と調和した居住環境を形成することを記載しております。</p> <p>今後、時代に即したニーズを把握し、生産緑地地区の指定やファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、農地等の保全に努めてまいります。</p> <p>なお、農地や農ある風景の捉え方や考え方の多様性については、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。</p>
42	17	<p>農地の保全・活用に関して</p> <p>26ページには、アンケート結果を踏まえ、自然環境や農地を自然に触れ合う空間として活用すべきという意向が多くある、自然や営農環境を保全するため土地利用を制限するという意向も一定あるという記載があり、27ページにも、ワークショップの結果の中で魅力と課題として、農園の活用ができるとうい、とあります。また、28ページには、アイデアとして畑を借りられる場が増えるといい、耕作放棄地を体験やイベント、多様なコミュニケーションの場として活用する、とあります。これらの住民の意向を、「目指すべき都市像」「都市計画の基本方針」「地域別構想」の中により明確に反映させるべきだと思います。島本町景観計画(素案)の中でも、「市街地に分布する田園は、生活の場に近い自然として、保全していく必要がある」と記載があります。景観計画との整合性の点からも、農地を保全・活用していく方針をより強く示すべきだと思います。</p>	<p>本町におきましては、これまでファミリー農園等による農地所有者と農地利用希望者のマッチングを斡旋してまいりました。</p> <p>また、市街化区域内においても守るべき農地は生産緑地地区に指定して保全しているところです。</p> <p>以上のことから、本町の特性を考慮して、市街化区域内においても農地を残し自然や農地と調和した居住環境を形成することを記載しております。</p> <p>また、P56「市街地及び住環境整備の方針」においても、市街地内に点在する都市農地などの保全・活用を記載しております。</p>
43	14	<p>道路・交通関連</p> <p>1)安全性・利便性など(P.28 交通、P.46(1)基本方針1)道路 など)</p> <p>一部の幹線道路を除いて、町内のほとんどの道路で歩車分離がなされてなかったり非常に不十分な状態であり、安全性に欠ける。本町においては、道路の拡幅が難しい場合が多いと考えられるので、自動車の通行を制限したり、歩行者専用道路を設定したりしてできるだけ歩車の分離を図ることが必要である。</p> <p>町内道路(特に開発中のJR駅西側)から国道171号への接続往来について制約が大きい(高浜桜井幹線の渋滞など)。また、町内幹線道路も狭隘で大型車両の頻繁な通行(サントリー山崎工場、大字東大寺・今栖産業への往来など)で、歩行者・自転車などの通行に危険性が高く、住環境にも悪影響が大きい。高浜桜井幹線利用以外の国道への接続道路を作ることが急務である。</p> <p>新設幹線道路の建設が難しければ、町内交通量を削減する対策を講じるべきである。</p> <p>2)歩行者道路など(P.47)</p> <p>旧西国街道を歩車共存とするのであれば、通行車両の速度制限(30km/時)を確実に担保するような道路構造の工夫(ランプ、狭さくなど)も必要である。制限を守らず危険な速度で通行する車両も頻繁に見かけられる。</p> <p>町内移動では、自家用車利用は必要最小限にとどめ、できる限り徒歩や自転車での移動ができるようにするための施策を進める(SDGsや、健康保持・増進などの観点からも)。そのために歩車分離の対策を進め、また無料の駐輪場を各所に設置する。(P.46(1)基本方針③ など)</p> <p>3)バス交通など(P.47)</p> <p>阪急バスや阪急タクシーなどと協議・連携し、町内各所を巡るバス交通(乗降り自由の小型エコ循環バスなど)の運行を検討する。町内移動での自家用車利用の削減や高齢者の免許返納推進を促進・支援する。</p>	<p>1)安全性・利便性など</p> <p>自動車の通行制限や、歩行者専用道路の設定については、交通管理者である警察と必要に応じて協議しているところです。また、町道高浜桜井幹線の渋滞につきましても、違法駐車対策として啓発看板等を設置するとともに、警察へ取締りの強化を依頼しているところです。</p> <p>新たな幹線道路整備については、本町の財政状況及び用地の取得等課題が多く、既に市街化が進み沿道にお住まいの方がおられる中で道路の拡幅は容易ではないことから、交通安全を目的とした施設(路面のカラー化、路面標示、カーブミラー等)の設置など各種計画に基づく整備を推進してまいります。</p> <p>また、国道171号への接続、歩行者等の通行の危険性、住環境の悪影響、交通量の削減については、P46「基盤施設の整備の方針」において、対応方針を記載しており、幹線道路についても、歩行者・自転車の方が安心して通行できるよう、ポストコーンの設置等適宜対応を検討してまいります。</p> <p>2)歩行者道路など(P47)</p> <p>府道西京高槻線(旧西国街道)については、旧街道という特性上、空間的な制約が大きいことから歩車共存型の道路をめざすことを記載しております。また、速度制限対策につきましては、道路管理者である大阪府へご意見としてお伝えし、協議・調整を進めてまいります。</p> <p>自転車駐輪場については、既に島本駅、水無瀬駅に有料の駐輪場が設置されており、無料の駐輪場の設置につきましては、用地取得や維持管理の観点から、設置は困難であると認識しておりますが、利用動向などを考慮しながら今後の取組について検討してまいります。</p> <p>3)バス交通など(P47)</p> <p>現在の路線バスの維持や利便性の充実を重視し、事業者への要請や調整について方針を記載しております。</p> <p>バス交通につきましては、状況を注視しながら必要に応じてバス会社と協議してまいります。また、自家用車利用につきましては、毎月広報誌においてノーマイカーデーの推進を行っており、徒歩や自転車及び公共交通機関利用促進の啓発を実施しております。併せて、高齢者の免許返納につきましても、警察との連携のもと、広報誌等を用いて啓発を行っております。その他の公共交通手段等については、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
44	19	今後、島本町にとって道路整備は必須だと思います。今ある道路の車道と歩道についての整備はもちろん、JR線路を東西に渡る道路を新設することも避けて通れない課題だと考えます。JR線の西側に住宅が増えていき、人や車、自転車の往来が増えるのがあきらかです。今の東西の往来可能な道路だけでは十分ではありません。ぜひ、今後の課題としてください。	今後10年間においては、本町の財政状況及び用地の取得等課題が多く、交通安全性の向上に力点を置いております。土地利用の変化や道路交通の変化を踏まえ、今後の都市づくりの課題の把握に努めてまいります。
45	14	ごみ処理 (P.49) ごみについて、(2)基本方針では「処理施設」についてしか示されていないが、出されたごみ処理の検討だけでなく、ごみの減量(生ごみ利用や分別など)に取り組むことが重要である。プラごみの削減も含め、できるだけゴミを減らしていく方針をもっと強力に示す必要がある。(SDGsに取り組む観点から)。	この計画では都市基盤施設について掲載しているものであり、ごみの減量については、「一般廃棄物処理基本計画」等に記載しております。
46	12	「府立島本高校を教育財産として維持存続し、地域開放や府民のレクリエーション施設としての有効活用に向けて大阪府と協議する、など明記する」 無駄な開発表記は控えられている一方で、人口増のもと、保育・教育施設の耐震化や整備を推進された結果として、公園や体育館など子育て・教育・公園・レクリエーション施設の不足がアンケート随所にあらわれています。次世代育成、郷土愛を育み、ラグビーの少年少女育成など、大阪府・島本町の振興、まちづくりにも人材輩出してきた唯一の府立高校が島本高校です。現在でも防災計画やハザードマップに位置づけられています。大変残念なことに、大阪府の府立学校条例の特異なルールのもと、3月には廃校の方向性が明示されました。しかし、島本高校は校舎・体育館とも耐震工事が完了しています。府立高校として存続させることがベストです。島本町の直面するJR島本山側の住民・青少年の健全育成や生涯学習の拠点として生かすべきです。間違っても住宅開発や工場用地などに転売するなどは、住民の思いに逆行すると考えます。もちろん、有効活用については在校生や卒業生、PTAなど学校関係者の思いも尊重してほしいと思っています。	島本高校については、大阪府教育委員会が府立高校の再編整備の方針を定め、3年連続で募集定員を下回っている公立高校を近隣校へ統合することを発表しており、令和7年度までに阿武野高等学校に機能統合されることとなっております。跡地の活用に関しましては、大阪府に令和3年12月に校舎等の建物及び跡地の利活用を検討される際には、本町の意向もお聞きいただき有用な活用が図られるよう要望しております。
47	14	(6)景観・緑化 (P.20 景観。P.47⑤歩行者道路。P.52 3)緑化 関連) 1) 道路沿道の景観 高浜桜井幹線、水無瀬鶴ヶ池幹線など、JR島本駅開業や駅西側開発開始以来街路樹が伐採され、以前の樹木と比べるとあまりにも貧相で街路樹といえるような状態に生育していない。路面の樹冠被覆率を高める豊かな樹冠の形成を図るような剪定が必要(岩波ブックレットNo.1050『街路樹は問いかける』参照)。 2) 産業・公有地の景観 小野製薬やサントリー山崎工場などの事業者施設での植生は非常に豊かで周囲の景観価値に大きな寄与をしているが、公共施設における緑化の現状はきわめて限定的である。特に近年、公私を問わず町内各所で大きく成長した大木・老木が次々と伐採され、新たな植樹が見られない。 花壇整備だけでなく、豊かな樹木環境が必要である。毎年更新できる花卉類は簡単に対応できるが、長期にわたって生育を図る必要がある樹木の涵養を計画的に取り組む必要がある。本町の特徴である自然の豊かさを評価する住民意見が強い中、道路を含め市街地での計画的な緑化がほとんど図られておらず、本町の魅力が著しく損なわれている。 3)水辺の景観 (P.17 自然景観。P.48 2)河川。P.51(2)1)自然環境保全。P.54景観形成 など) 水無瀬川名神高速道路下の水遊び場の確保・整備や水生生物の保護、町内各所を流れる水路を住環境の潤いに利するような維持管理・生物保護に努めることなどが必要である。 P.48(2)2)河川の記載においては、治水・防災の観点だけでなく、景観や緑化など、(1)基本方向②にある「快適な水辺空間」についての記載を入れる。(1)景観資源 関連)	1)景観・緑化 街路樹につきましては、景観形成、道路の機能維持、交通安全など様々な視点に立つとともに、腐朽等について樹木医の診断のもと剪定及び伐採を行っております。また、必要に応じて専門家の意見を聞きつつ、対応について検討しているところです。 2)産業・公有地の景観 新たな植樹につきましては、交通安全の観点等、様々な状況を考慮しつつ慎重に検討してまいります。 なお、記載内容につきましては、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。 3)水辺の景観 水生生物の保護については、「生物多様性保全・創出ガイドライン」に基づき、河川や水路の改修工事等を行う際には、水生生物の保護に配慮するよう、働きかけを行っているところです。 なお、記載内容につきましては、いただいたご意見を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。
48	20	町内の自然を大切に守って欲しい ・楠公道路の楠 枝を切り払い過ぎて大変弱っています。島本町の「樹」としてもっと大切に育ててほしいです。12月の電飾を飾りやすいように電柱扱いをするのは止めてください。 ・ジャコウアゲハの食草である絶滅危惧種のウマノスズクサの保護 現在水無瀬橋の左岸下流のり面にウマノスズクサがたくさん自生していますが、今までの草刈りの時期とジャコウアゲハの発生が上手く合わなかった為にチョウが全くいなくなりました。役場の環境課の方で草刈りの時に全面刈り取りではなく、食草が生えている部分を数m残してもらえよう対応して貰っていますが、更に様子をみて絶滅危惧種のジャコウアゲハとその食草のこれも同様に貴重なウマノスズクサの保護をぜひお願い致します。 (町内には御所ヶ池の周囲にも一部生えています)	町道高浜桜井幹線(楠公道路)の街路樹につきましては、車や歩行者の通行の妨げとならないよう、剪定を実施しております。街路樹の育成につきましては、必要に応じて専門家の意見を聞きつつ対応しているところです。 また、町内の自然環境の保全については、これまで、森林ボランティア等に活動費補助といった支援を行い、保全に努めてまいりました。除草等の維持管理については適宜実施しますが、ジャコウアゲハやウマノスズクサ等の希少種に対しては、可能な限り配慮し、今後も町内の自然環境の保全に努めてまいります。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
49	5	ボール遊びや鬼ごっこが出来、かつ町民の憩いの場となる様な広い緑地公園を設けてほしい。町内の公園は狭いで、幼児が多い時間帯は高学年の子供が走り回れず、高学年の子供が多い時間帯は幼児は砂場しか居場所が無いという事が多く、のびのび遊べる空間が無い。また、ボール遊びをしたい時、我が家は水無瀬緑地公園や安満遺跡公園までわざわざ車で行っており、不便さを感じている。 島本駅西側に公園の計画があると思うが、マンション建設で増える人口を想定すると現計画案では十分な広さと言えない。「近隣公園」と言える2ha以上の規模の公園を作ってほしい。	公園の新設については、用地取得等の課題があり、実施は困難であると認識しております。今後につきましては、公園が住民の皆様の憩いの場となるよう既設公園の維持管理を適切に行ってまいります。 なお、開発行為などを行う場合、開発指導要綱に基づき、公園の設置などについて事前に協議を行っております。今後におきましても、引き続き、適切に指導してまいります。
50	7	既存公園の充実はぜひ取り組んでほしいですが、それだけでなく、こどもや高齢者が集える、一定の空間、ゆとりある空間が必要です。コロナ禍での生活を経て、より空間にゆとりを持たせることの重要性が明らかになりましたし、防災面を考えても、大切だと考えます。 こどもや高齢者が集える、身近な公園の新設に取り組んでほしいです。	公園の新設については、用地取得等の課題があり、実施は困難であるものと認識しております。今後、公園が住民皆様の憩いの場となるよう既設公園の維持管理を適切に行ってまいりたいと考えてまいります。
51	6	頁51の 2)公園緑地について 島本町は山林・原野・牧野(ゴルフ場含む)がほぼ4分の3をしめ、居住可能地域(一般市街地)は9・8%と非常に狭いところに集中しています。 その中で公園を増やすのは大変ですが、他市にくらべ少ない現状を解決する方向で取り組んでほしいと思います。 今ある公園を整備活用することも大切ですがそれだけでなく、マンション建設などには一定の公園整備の条件を付けるなども検討してほしい。 それと、市街地の中の空き地を貸農園にする手助け(利用者のマッチング)なども考えて市街地の中の緑を増やす工夫をしてほしい。	公園の新設については、用地取得等の課題があり、実施は困難であると認識しております。 一方で、開発行為などを行う場合、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づき、公園の設置などについて事前に協議を行っております。 また、一定規模以上の開発行為については公園等の整備が義務付けられています。 今後におきましても、引き続き、適切に指導してまいります。 また、今後におきましても、公園が住民の皆様の憩いの場となるよう既設公園の維持管理を適切に行ってまいります。 その他、緑を増やす方法や取組については、これまでファミリー農園等により、農地所有者と農地利用希望者のマッチングを斡旋してまいりました。今後も引き続き、諸施策の実施により、農地等の保全に努めてまいります。
52	8	51ページ「水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針」は、自然環境の保全のみならず創出することを含め、もっと厚みをもたせた内容にすべき。例えば、この方針の部分で以前あった島本町緑の基本計画に相当するような緑化の保全および推進の方針を示したらどうか。	P51-P52において、自然環境保全、公園・緑地の整備、緑化の推進、歴史文化資源の保全・活用を方針化しています。
53	8	51ページ「公園・緑地については、開発に伴う整備を推進します」とあるがこれだけでは弱い。空き家や空き地など民地を活用した緑ある空間の創出なども検討すべき。	空き地、空家については、所有者による適切な維持管理をお願いすることを第一としています。 これらを使った緑ある空間の創出については、方法論を含め、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。
54	16	自然とのふれあい、生物生息空間などの多様な機能を有する貴重な自然環境として保全を図る(P51)が基本方針とある。 島本町は多くの山地があり、それも広大な自然であるが、市街部においてもヒメボタルや水生昆虫、ケリなどの鳥類など多種多様な動植物が生息している。「河川や里山などの身近な自然環境においては、住民と企業が連携した保全、環境学習の場としての活用などを促進します。」(P69)とあるが、これは中部地域だけにあてはまらない。地域別な目標ではなく包括的に児童生徒に対する自然郷土教育への展開も考えてほしい。また、住民と企業が連携するもよいが、住民グループの存在もあり、また未来のことも含めて、住民の自然保護活動へのサポートや協業(金銭に限らず)といった面を打ち出してほしい。「5-3 水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針」(P42)に入れてもいいかもしれない。	全体構想では全町にわたる事項を、地域別構想ではその地域ごとの特徴を踏まえた事項を記載しています。中部地域は特に里山に近く、さらに優良企業も立地していることから特に具体的に記載している所ですが、ご指摘の内容は全体構想のP51において表現されているものと考えております。 住民の自然保護活動へのサポートについて、本町では「ワクワク!しまもと環境学校」において、企業や団体の協力をいただきながら、親子で参加できる水無瀬川の水生生物の観察会等や、企業による環境クイズ、手回し発電体験等の環境学習を実践しております。 なお、包括的な展開等については、現時点で何ができるのかお答えいたしかねますが、引き続き、環境保全活動を行うとともに、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。
55	13	大型の公園を増やしてほしい。散歩したり、木々に囲まれてベンチで一息ついたりできる公園があると良い。	公園の新設については、用地取得等の課題があり、実施は困難であると認識しております。 一方で、開発行為などを行う場合、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づき、公園の設置などについて事前に協議を行っております。 また、一定規模以上の開発行為については公園等の整備が義務付けられていることから、今後におきましても、引き続き、適切に指導してまいります。 また、今後公園が住民の皆様の憩いの場となるよう既設公園の維持管理を適切に行ってまいります。
56	13	歴史遺産を活用してほしい。ただ展示したり、復元するのではなく、史跡公園など、臨場感のある活用を望む。	どのような活用方法が、文化財保護の普及啓発により効果があるか、検討させていただきたいと考えております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
57	15	<p>島本町の魅力は、なんと言ってもすぐ近くに尺代や大沢のような自然を満喫出来る場所があることと、障がい者の福祉が他の地域よりも充実していることです。残念ながら自然を楽しむ方は、大沢のキャンプ場廃止があり、自然を楽しむ場所が一つ減ってしまいました。最近のアウトドアブームでキャンプを楽しむ家族が増えているのに勿体ないことです。キャンプ場が無理でも町民が自然の中で楽しむ事が出来るよう、ハイキングコースを多く設置したり、町中でもそれを紹介した案内板を立てたり、ハイキングコースを紹介したパンフレットを配る等して、町民の健康のためにも、町内ハイキングを進めていかれてはどうでしょうか。又、ハイキングだけではなく、水無瀬川というきれいで比較的安全に川遊びが楽しめる場所もあるので、川に生息する生き物のことや、6月に川に舞うゲンボタルをもっと紹介できる町づくりを進めて欲しいものです。</p>	<p>キャンプ場跡地を含む環境保全ゾーン（森林）につきましては、P44において、自然に親しみふれあう空間やスポーツ・レクリエーションの場として活用することを記載しております。また、キャンプ場跡地については、P74に記載のとおり、自然を楽しむ場所の1つとして、今後の有効活用を検討しているところです。</p> <p>町内ハイキングについては、令和3年10月号の広報誌にて、町内のハイキングコースを紹介する特集記事を掲載いたしました。また、水無瀬川に生息する水生生物については、毎年7月に「ワクワク！しまもと環境学校」として水生生物の観察会を実施しております。</p> <p>いただきましたご意見については、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。</p>
58	16	<p>『島本町景観計画(仮称)』に基づき、良好な市街地景観の形成を推進します。(P54)</p> <p>第4次島本町総合計画(平成23、2011)で既に景観形成についての方針が示されており、景観に配慮し、景観行政団体を目指すとの。大阪府の景観計画でも北摂エリアについては景観づくりの目標として『北摂の緑の山並み等の自然と、都市景観が調和した秩序ある景観をつくりだす。』ということである。2019年には、建物の高さ制限に対する直接請求が多く町の署名(有権者の約1割)によって提出された(議会で否決)ように、住民にとって関心の高いテーマである。だが、景観に対する施策は10年以上進展していない。</p> <p>近年もジオ阪急水無瀬、アーバンしまもとシティなど次々と高層マンションが建ち、また現在、コープ島本東側の空き地でマンション計画がもち上がり、周辺住民の懸念(請願までだされた→議会で不採択)を無視する形で高層マンションが建設されることが決まっている。JR島本駅西地区でも45.05mの高層マンションが2棟建つことが確実であり、誰がどう見ても島本町はマンション銀座の様相を呈しており、北摂の緑の山並みどころの騒ぎではない。</p> <p>以下、二つの点を追記してほしい。</p> <p>1)この項目に関して言えば時間の要素(いつまでにやるのか)が必要である。10年以上放置(今も放置継続中)していることに対して反省の視座がなければオオカミ少年のような宣言であると言わざるを得ない。もうこれ以上マンションを建てる余地がないところまで景観対策はしないつもりであろうか。デッドラインを含めた言及を都市マスタープランで行うべきである。</p> <p>2)「地域ごとの良好な景観の形成のために、地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」(P58)についても、行政も議会も地区ごとに既存マンションの最大高さを限度値とした景観条例を作っておしまいにするというところが落としどころと考えているに違いない。</p> <p>「住宅市街地や複合市街地については、環境を維持・向上するため、必要に応じて土地利用を制限することを重視すべきという意向が多くなっています。(P26)」といった意見を紹介して終わりではなく、このような意向を受けて「町民が参加する民主的な手法を取り入れて」という文言を入れるべきである。</p>	<p>都市計画マスタープランは、今後10年間で取り組む事項について、都市計画の基本的な方針を定めるものであるため、ご意見いただいているデッドラインのような具体的なスケジュールについては記載しておりません。</p> <p>景観行政団体については、現在、町の「(仮)島本町景観計画」を検討中であり、大阪府と協議を行う必要がありますが、令和5年度中の景観行政団体への移行をめざし取り組んでおります。景観行政団体に移行後、景観行政を推進することになりますので、その旨を都市計画マスタープランに記載しております。</p> <p>地区計画を含む都市計画の決定や変更には当たっては、法に基づいて住民や権利者の参加を得て、ご意見をお伺いし、都市計画審議会の議を経て決定します。</p> <p>住民の参加や民主的な手法についてのご提案は、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。</p>
59	16	<p>「特にJR島本駅西地区については、山並みとの調和を意識しつつ、良好な景観形成を促進します。」(P54)</p> <p>駅前エリア35m、住宅エリア1が50m、2が25m、その他は12mである。50mも高いが35mでも10階、25mで8階程度にはなる。きっとマンションの間隙から山並みが見えろとか建物の色や意匠の工夫、緑地帯の確保というようなことで「山並みと調和した良好な景観」と考えているのだろうと推察するが、景観を考える場合は高さが圧倒的に重要である。文字通りの良好な景観形成というならば都市計画の変更も視野に入れる必要がある。もはや都市計画を何も変更するつもりがないならば、このような欺瞞的な目標は省くべきである。またすでに「まちづくり委員会」がそれなりの立派な提言を出しているにもかかわらず、組合は到底その提言を守れないということを言っている。ほぼ何もかもが決定している状況でいったいどういう目算でこのような目標を掲げているのかぜひ教えていただきたい。</p>	<p>景観につきましては、建築物の高さに加え、建物の形態や意匠、色彩、附属物、歩道と建物の距離(壁面のセットバック)、歩行者に近い部分の緑化、自転車置き場やごみ置き場の位置など、多種多様な要素によって構成されます。</p> <p>建築物の高さ規制については、JR島本駅西地区に限らず、私権の制限などの観点からも慎重に検討する必要があるものと考えており、「JR島本駅西地区まちづくりガイドライン」に基づき、可能な範囲で建築行為等を良好な景観に誘導してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、景観に関する具体的な内容につきましては、今後策定を予定しております、「(仮)島本町景観計画」において記載してまいりますが、都市計画マスタープランでは、景観形成に係る方針の記載という観点から、記載しているものです。</p>
60	8	<p>55ページ57ページ/「地域ごとの良好な景観の形成のために、地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」住民アンケートから見える住民の懸念の高まりと比して「検討します」では悠長すぎる。すべてが開発しつくされてから高さの規制がされたとしても手遅れ。早急にとりかかを示すべき。</p>	<p>都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、個別計画の具体的なスケジュールや取組の実施時期等について、記載するものではないものと考えております。</p> <p>また、建築物の高さ規制については、現在改訂を行っております「都市計画マスタープラン」における記載内容と、現在策定しております「(仮)島本町景観計画」における記載内容を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、建築物の高さ規制については、私権の制限などの観点からも慎重に検討する必要があるものと考えております。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
61	17	<p>景観形成に関して 景観形成の方針の中で、55ページ、57ページに「地域ごとの良好な景観の形成のために、地区計画の活用や建物高さの規制・誘導などについて検討します。」とあります。こういった方針自体は好ましいと思うのですが、景観計画などの新たなルールが出来るまでの間に、良好な景観を阻害する様な開発が進められてしまう可能性もあります。新たなルールが出来るまでの間であっても、良好な景観を守るために、行政として可能な手法を用いることが記載されているとより良いと思います。ご検討願います。</p>	<p>都市計画マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、個別計画の具体的なスケジュールや取組の実施時期等について、記載するものではないものと考えております。 なお、本町においては現在、「(仮)島本町景観計画」を策定しているところですが、現状においては、「大阪府景観計画」に基づき大阪府により指導されているところであり、その他の都市計画上の規制等に基づき、良好な景観形成に努めてまいりたいと考えております。</p>
62	6	<p>頁56・57の住環境整備について この間の住み続けたい街ランキングなどでも明らかなように住環境に自然・景観がいかに重要かも分かってきたと思います。 開発して人口が増えるのが町にとっていいことのように考えるのは時代遅れです。 一時的に人口が増えてインフラや学校などを整備しないといけないが、少子高齢化の波は全国で止まらない中、一定以上の人口増は将来の負担になってくると思います。 これ以上のマンションの乱立を防ぐためにも早急の対策が必要です。57ページの最後のところに、地区計画の活用や建物の高さの規制・誘導などについて検討します。とありますがそれだけでは全く不十分です。 景観行政団体への移行を可能な限り早く進め、手遅れにならないように対策を速めてください。</p>	<p>本町においては現在、「(仮)島本町景観計画」を策定中です。 景観行政団体への移行に当たっては、大阪府との協議を行う必要があり、令和5年度中の景観行政団体への移行をめざし取り組んでおります。 なお、本町においては現在、「(仮)島本町景観計画」を策定しているところですが、現状においては、「大阪府景観計画」に基づき、大阪府により指導されているところです。</p>
63	19	<p>空き地ができるとマンションが建つ、住宅が建つという状況が起こっています。このままでは無秩序な街の様相が生まれてしまいます。市街化区域内の農地の保全の重要性も近郊農業の重要性もいわれはじめています。島本町で農業を続けられるよう、生産緑地制度を導入してもらいましたが、これだけでは不十分です。もちろん国の農業政策の問題も大きいですが、農家への助成とか？何とか島本町でできる施策を考えていただけるようお願いいたします。</p>	<p>現在、本町においては市街化区域内においても守るべき農地は生産緑地地区に指定して保全しております。 都市計画マスタープランにおきましては、P56「市街地及び住環境整備の方針」において、市街地内に点在する農地の保全・活用について記載し、本町の特性を考慮して、市街化区域内においても農地を残し自然や農地と調和した居住環境を形成することを記載しております。 農業振興については、これまでファミリー農園の斡旋等、農地所有者と農地利用希望者のマッチングを斡旋してまいりました。今後も引き続き、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、農地等の保全に努めてまいります。</p>
64	13	<p>空き家の利活用に取り組んでもらいたい。自宅カフェやオフィス利用、託児など、住民のニーズに合った利活用を望む。</p>	<p>都市計画マスタープランにおいては、P44のとおり、空家対策やコミュニティ活動への支援など、安心して住み続けられる環境づくりに関する方針を記載しております。 具体的な施策に取り組む際には、「空家等対策計画」に基づき、自宅カフェやオフィス利用、託児など、住民のニーズに合った利活用などについても検討してまいります。</p>
65	16	<p>3-6. 都市防災の方針 (P27) 都市防災と公園(広いスペース)との結びつきが今回の都市マスタープランでは希薄である。島本町では広いスペースとして水無瀬川左岸の緑地公園と、淀川河川敷しかない。その他の都市エリアの公園は狭いものが多い。淀川河川敷は広いが、増水時は使えないし、歩道部分以外は河原に入り込めるところは少ない。今後は島本駅水無瀬駅周辺で人口が激増する。JR島本駅西側も1,250人の人口増と、まったく現実に適合しない計画に異を唱えない島本町であるが、実際には2,000人規模の人口増になる。保育計画は1250人以上人が増えるとシミュレーションをしているが、防災に対して特に考えてないように見える。計画人口1250人に過度にこだわる姿勢が行政の防災計画の目を曇らせているのではないか。 P22において、公園の不足が指摘され、また満足度が低く重要度が高い、今後取組の優先度が高いと考えられるものは、「災害(地震、水害など)に対する安全性」、「防犯面での安全性」との結果もある。これらの課題を具現化するため、とりわけJR島本駅周辺、水無瀬、青葉区域において、避難スペースの拡充という観点を防災方針にいれるべきである。</p>	<p>災害対策については「地域防災計画」に、公園緑地の整備、農地の保全・活用について記載していることから、P59「5-6 都市防災・減災の方針」において、「公園・緑地などの整備推進とともに、緑化推進などにより緑を増やし、火災に強い市街地の形成に努めます。」と記載し、水や緑を安全・安心なまちづくりに活用してまいりたいと考えております。 また、避難スペースの拡充についても、P59の「基本方針」において「防災拠点や避難地などの整備を推進…」と記載し、方針を掲げております。</p>
66	6	<p>頁63の地域区分について 以前は4地域に分けていたのを今回3地域になっていることに対して疑問でしたが、そのことは説明会でお聞きしました。 区分の仕方はどのようにわけても詳細は様々で仕方ないかもしれないが、南部地域のところで、JR西側の農地がなくなった今、広い農地に残っている唯一の地域である高浜の農環境の保全を必ず入れてほしい。 農業を続けられる手立てを地権者の意見も聞きながら島本の魅力を残すために取り組んでほしいと思います。 JR西側のようなことにはなってほしくないとの思いです。</p>	<p>これまで、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、農地等の保全に努めてきたことから、P64に「生産緑地地区の指定やファミリー農園の斡旋などの取組を行うなど、農地の保全や営農を継続しやすい環境づくりに努め・・・」と方針を記載し、今後についても、農地の保全に努めてまいりたいと考えているところです。 なお、高浜地区の農地につきましては、現在、市街化調整区域であることから、開発等が抑制されている地域であり、農業従事者のご意向を踏まえながら、農地保全に努めてまいりたいと考えております。</p>

番号	提出者番号	意見	町の考え方
67	8	63ページ以降／地域別構想の分け方は不自然。中部も南部も一帯として、まちづくりの目標に自然の豊かさと快適な暮らしのあるまちづくりにすべきではないか。その中で、例えば楠公通り沿いや駅前にはぎわいの空間として分けた方が町の区切り方として違和感がない。	南部地域と中部地域は自然との調和や良好な住宅地形成をめざすという共通点はあるものの、地形や市街地の状況等の地域特性を踏まえ、JR東海道本線を境界線とする地域区分を設定しています。
68	4	高浜の農地保全について 高浜の農地は、島本町に残された、最後のまとまった農地です。春先にはケリが営巣し、一年中色々な種類の野鳥が見られます。 今後も開発されることの無いよう、保全策を講じてほしいです。そのために、第2章 地区別構想 2-1南部地区 (3)まちづくりの方針・・・p64 ○水と緑を身近に感じるまちづくり→現存の農地の保全 とタイトルをつけ強調してほしい	これまでも、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、農地等の保全に努めてきたことから、P64に「生産緑地地区の指定やファミリー農園の斡旋などの取組を行うなど、農地の保全や営農を継続しやすい環境づくりに努め・・・」と方針を記載し、今後についても、農地の保全に努めてまいります。 なお、高浜地区の農地につきましては、現在、市街化調整区域であることから、開発等が抑制されている地域であり、農業従事者のご意向を踏まえながら、農地保全に努めてまいります。
69	11	p. 63、64 南部地域(1)地域の概況《特性》に高浜の農地の記載がないが 「(3)まちづくりの方針 ○ 水と緑を身近に感じるまちづくり ・ 生産緑地地区の指定やファミリー農園の斡旋などの取組を行うなど、農地の保全や 営農を継続しやすい環境づくりに努め、農と調和したゆとりあるまちづくりに努めます。」というなら特性に入れておくべき。	農地の保全等につきましては、これまで、ファミリー農園の斡旋等の諸施策の実施により、保全に努めてまいりました。 今後におきましても、農地の保全に努めてまいります。 なお、いただいたご意見を踏まえ、記載内容につきましては見直しさせていただきます。
70	11	p. 70 「町役場周辺には、研究施設や工場が集積していることから、産業の拠点として、現在の操業環境の保全や研究施設などの集積を促進します」とあるが住宅が隣接しており、居住環境を守り研究施設の環境保全を徹底して地域住民への影響がないようにすることを記載しておくこと。	ご意見を踏まえ、記載内容につきましては検討させていただきます。
71	11	p. 70 「若山台一丁目の雨水流量暫定調整池について」は豪雨などによる災害防止のため維持していくこと、土地利用を変えるべきではない。	若山台一丁目の雨水流量暫定調整池につきましては、当該調整池が既存ストックとして、下流域への雨水流出を抑制することに効果的であることを鑑み、近年の気象の変化や治水対策の状況を踏まえて、当該調整池の在り方について、慎重に検討してまいります。 なお、現状、都市計画マスタープランにおきましては、この調整池が持つ防災機能を確保することを前提に、地域活性化の拠点づくりも含め、有効な土地利用を検討できるよう方針を掲げております。
72	16	2-2中部地域 若山台南側の調整池について、「地域活性化の観点も含めた有効な土地利用を検討」(P70)というのは、例えば防災に必要な容量だけを確保して埋め立て、宅地開発の含みもあるのではないかと？有効な土地利用といったようなオールマイティな表現は行政や議会のフリーハンドを招く。この地域は都市空間における自然が偶然にも残された地域であり、「適切な維持管理を行う」までで文章を止めてほしい。 また、若山台に隣接する桐が原も開発対象とせず、引き続き守るべき地域の自然と位置付けてほしい。P45の地図は概略のため、そのあたりが住宅ゾーンとされているような感じもしてよくわからない。どこかで明確化してほしい。	若山台一丁目の雨水流量暫定調整池につきましては、当該調整池が既存ストックとして、下流域への雨水流出を抑制することに効果的であることを鑑み、近年の気象の変化や治水対策の状況を踏まえて、当該調整池の在り方について、慎重に検討してまいります。 なお、現状、都市計画マスタープランにおきましては、この調整池が持つ防災機能を確保することを前提に、地域活性化の拠点づくりも含め、有効な土地利用を検討できるよう方針を掲げております。 また、桐ヶ原地区については、市街化調整区域であるため、一般的に土地利用が抑制されている地域であるものと考えております。
73	16	JR島本西側で、「商業機能の充実」(P71)とあるが、行政として何をするつもりなのでしょうか？もう、商業機能の充実という観点からは行政が何かをやる余地はないのではないかと思います。	商業機能の充実に資する取組の1つに、「商業団体支援補助金」といった補助制度を設けております。 今後におきましても、創業支援等、様々な行政支援を検討・実行し、効果的な行政支援に努めてまいります。 また、本町の定める「島本町JR島本駅西地区地区計画」におきましては、駅前エリアを「商業施設等」の立地を誘導する区域としており、島本町JR島本駅西土地区画整理組合において、事業者等との協議・検討を行っていただいているところです。
74	11	p. 73 大沢や尺代の集落地は災害が起きた時に救援が速やかに行わなければならない、まずは公助が優先すべき。高齢の住民が多く、自助に頼っている命を救えない。	都市計画マスタープランにおいては、まちづくりという観点で平時における地域防災力の向上に向け、自助、公助、共助の力を高める取組を進めていきたいと考えております。 なお、「地域防災計画」においては山間部集落への対策として、道路閉塞による孤立への対策を規定しております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
75	11	p. 73 尺代地域には早急に新たな移動手段、持続的な交通施策を導入すべき。検討しては遅すぎる。交通弱者として取り残されてる現状は早急に改善すべきである。	本町では高齢者等の移動に関する支援策として、尺代地域を含む町内各所を巡回している福祉ふれあいバスの運行と要介護2以上の方で通院や施設入退所・官公庁での手続きの際にタクシーを使用した場合の助成制度を実施しております。今後につきましても、高齢者の移動手段の確保に資するようこれらの事業を継続して実施してまいりたいと考えております。また、新たな移動手段、持続的な交通施策につきましても、地元のニーズ等、状況を注視し、必要に応じて各関係機関と協議を行うなど、取組を進めてまいりたいと考えております。
76	11	p. 74 キャンプ場は住民の意見を聞かずに廃止された。教育委員会主催のキャンプ場を利用した事業などが乏しく、利用が少なくなったのではないかと。利用する子どもたちの野外活動に有意義・有効な施設を廃止するにあたっては、代替策を検討すべきであった。町立キャンプ場跡地の活用の検討は広く子どもたち(高校生・大学生など含む)も交えながら行うのが良い。	町立キャンプ場は、安全対策や費用対効果の面など課題が多いことから、平成30年度末をもって閉鎖しました。なお、閉鎖に当たっては、関係会議や議会などに諮りながら手続きを進めたところでございます。現在は、自然を楽しむ場所の1つとして、町立キャンプ場跡地の有効活用を検討しているところです。今後、魅力あるにぎわいづくりの場として有効活用できるよう、テストイベントなどを行いながら、民間活力の導入を検討してまいりたいと考えております。
77	11	p. 76 「開発事業などを行う場合は、町がめざすまちづくりの方向性を十分理解し、周辺住民の意向に配慮するとともに周辺環境や景観などと調和した計画とするなど、健全な事業活動を行います」と記載されている。現在進行中の水無瀬2丁目の14階建て高層マンション建設による地域住民944名からの議会請願があった。議会は住民意思を無視し請願を採択しなかったが、町行政は多くの住民の切実な声を真摯に受け止め、事業者と開発指導要綱に基づくあっせんを行い、住民の要望をかなえるべく指導すべきではないか。記載されている文言が絵に書いた餅にならないようにしていただきたい。	請願という形で多くの住民の方から要望があったことについては、町としても認識しているところです。今後につきましても、開発事業者に対しましては、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」に基づき適切な開発指導を行ってまいりたいと考えております。
78	16	第2章をみると、南部、中部については「魅力的で良好な居住環境づくり」「活力のあるまちづくり」といった発展を想起させる文言が並ぶが、山間部においては現状維持的で、とりあえず今、住んでいる人たちが安全安心して暮らせるというところを重視しているようだ。だが尺代あたりだと市街地とは見える風景が全く違うわけで、移住、宿泊、ワーケーションなどの可能性も探れるのではないだろうか。そもそも山間部といっても市街部からそんなに遠いわけでもない。山間部の特色を生かした未来志向な要素をいれるべきである。	山間部における集落においては、空家の増加といった懸念材料がある一方、ライフスタイルの多様化などにより、都市住民の移住先としての新たな可能性も期待できるのではないかと考えております。このため「移住定住の取組との連携や、多自然環境での暮らしの推進などを通じて、空家の利活用について検討します。」と記載しております。
79	2	桜井駅跡の都市計画区域が第一種中高層住居専用地域になっていますが、建物を建てようと思えば建てられるという事でしょうか？ 島本町のシンボルとなる貴重な公園なので、建築が出来ない様な区域に指定してほしいです。	史跡桜井駅跡史跡公園については、用途地域は第一種中高層住居専用地域であることから、関連法令の規制の範囲内で建築物を建築することは可能となっております。しかしながら、当該施設は町が管理する施設であるため、現状においては建築物等を建設する予定はありません。
80	8	全体として、住民意見(アンケート結果やワークショップ)を鑑みればもっと「緑や自然」を重視した都市マスになってしかるべきではないか。	本町といたしましても、緑や自然との調和は本町のまちづくりにとって重要な要素であるものと考えております。なお、自然の保全についてはP43「土地利用の方針」の基本方向位置付けているほか、P51「水と緑と歴史文化資源のまちづくりの方針」においても水や緑の保全活用の方針を記載しているところです。
81	9	本町の将来人口をスペキュラティブに予測すること	本町では、「第五次総合計画」において、令和22年までの将来人口推計を行ったうえで、本町における人口の現状と将来の展望を提示する人口推計をお示ししており、都市計画マスタープランにおいても当該推計値を採用しております。
82	9	デジタル化の進展を前提とすること	急速に進展する情報通信技術や国・大阪府の動向を踏まえながら、住民サービスの向上及び業務の効率化に向けて、デジタル技術の導入・活用を検討してまいります。
83	9	次世代の参加を促すこと	アンケートやワークショップにおいて次世代も含む多様な世代の皆様の意見をお聞きしながら計画を検討してまいりました。今後においても、次世代を含む多様な世代のみなさまの意見をお聞きしながら、可能な限り住民参加のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
84	9	関係人口の役割を定義すること	「関係人口」とは、「移住した『定住人口』でもなく、観光に来た『交流人口』でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉」とされており。こうした関係人口については、都市計画に限らず持続可能な島本町の実現に向けて重要な役割を果たすものであると認識しており、拡大に取り組んでまいりたいと考えております。
85	9	地域生活圏を想定したまちづくりを行うこと	地域別構想において市街地特性等を考慮した3地域に区分したまちづくりの方針を整理していますが、地域間や周辺市町との連携も意識したまちづくりを進めていきたいと考えております。
86	11	改定にあたり説明会を開かれたが、申込期間が短く設定され、参加できなかった。定員に達するまで申し込み期間を延長することはできなかったのか。また、他市では公聴会を設けて住民の提案・発表(公述)の機会を設けている。都市計画マスタープランは町が住民の意見を反映してつくるものだが、その手続きが不十分である。	計画改訂に係る説明会については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一度の延期を経て開催させていただいたところです。 説明会の申込に際しては、参加希望者への通知事務の日数の確保等のため、申込期間の延長は困難であったものと考えております。 なお、住民説明会については本来、法定手続きではありませんが、町としてパブリックコメントにおいて多くの住民の皆様からご意見を頂戴できるよう、都市計画マスタープランへの理解を深めてもらうことを目的に開催したものであることをご理解賜りたいと考えております。
87	12	全体として、まず今回は都市計画に対する住民アンケートを実施されたこと、無作為抽出によりワークショップを開催されたことなど丁寧かつ、従前と違い関わりの少なかった住民にも意見表明の貴重な機会を提供されたことなど、とても評価できる、努力されたと思っております。前回の改定時には「住民アンケート」の未実施という都市計画法上決定的な欠陥があった、加えてそれがJR島本駅西地区開発の根拠となり、住民の大半が望まない開発、あるいは開発を望んでおられてもその期待(たぶん商業地域やレクリエーション施設などの不備)には応えない不十分な開発という顛末を迎えてしまった、この痛恨の経験は島本町として2度と繰り返してはいけなと考えております。この痛恨の経験が、今回の市街化区域の街づくりに対する意見として男女・全世代・居住地域関わらず「良好なまちなみや住環境を維持・向上するため、必要に応じて土地利用を制限する」(62.1%)が最も重視されています。」という結果につながったのではないのでしょうか。また今回、水無瀬川水の文化園構想や緊急土砂置き場の「レクリエーション施設・スポーツ広場」等開発の表記削除を大きく評価します・・・ようやく、「開発の誘因」「国も大阪府も手を引いた開発に固執」し、かつて町財政にも負の影響を与えた表記が削除され安堵しております。町当局や関係者の地道で並みならぬ努力に感謝いたします。	都市計画マスタープランの改訂に際しましては、住民の皆様のご意見を広くお伺いすべく、町内在住の16歳以上の方3,000人を対象に無作為抽出にて都市計画に係るアンケート調査を実施しました。 加えて、これまで本町のまちづくりへの参画などの経験のない方などから本町の将来像や必要な取組等についてご意見を頂くべく、無作為で抽出した町内在住の200人の方を対象にワークショップを開催しました。 これらの取組を通じて、様々な気づきや住民の皆様が求められている本町の将来像などに関するお考えを頂くことができましたものと考えております。 その他、いただきましたご意見につきましては、今後の町政運営を行う際の参考とさせていただきます。
88	12	「北部大阪マスタープランに水無瀬川の河川名を明記するよう協議を進めます、と明記する」水無瀬川は一級河川であり大阪府が責任をもって整備、治水に勤めるところです。位置的に県境に存在するため、ことさら大阪府が軽視することの無いよう求めるべきです。2001～2004年の島本町都市計画審議会の付帯意見でも求められています。(文化園構想と絡められていますので要注意ですが。)水無瀬川の整備・保全について大阪府が尽力するよう求めるべきです。	水無瀬川の適切な維持管理につきましては、引き続き必要に応じて大阪府と協議を進めてまいります。
89	13	この1、2年で住民は増えましたが、同時に町中にゴミも増えたように感じます。今までは顔の見える暮らしが町の美化にも繋がっていたように思えるのです。住宅開発を行って人口を増やすことよりも、現在の生活の質が向上するようなまちづくりに取り組んでほしいと切に願います。	町では島本町美化推進連絡会を中心として、住民の皆様の実化意識の向上等をめざし、毎年7月と12月に町内一斉清掃を実施しています。 また、まちづくりの目標において、「快適な生活環境の質を高めるまちづくり」を掲げており、ご指摘の点を踏まえたまちづくりの取組を進めてまいります。
90	15	福祉ですが、私には26歳になる自閉症による知的障害の娘がおりますが、町の福祉課の方々の努力により、作業所にも入れ、月～金の間は町内のグループホームに預かっていただき、大変感謝しております。その一方で、ご高齢の夫婦の中には、大人になった障がいのある息子、娘の面倒を自分達だけでみている方々も多々あるようです。島本は福祉が充実した住みやすい場所ということで、最近、障がいを持った子供の、若い親御さん達が越して来ているという噂もよく聞きます。人口が増えて来ると、今の充実した福祉制度が保たれるのか心配になることもあります。ですので、この数10年先も、障がい者を抱える家族の方々が充実した生活が送れるような町づくりを期待しております。	今後も障害者総合支援法、児童福祉法等関連法に基づき、島本町の障害福祉行政を充実してまいるとともに、バリアフリー等への配慮などにおいても、障害者の方々にとって住みやすいまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

番号	提出者番号	意見	町の考え方
91	16	<p>行政の役割として 「住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどを進めます。」(P76)とあるが、都市計画審議会をみてもわかるように、公募委員は2名ばかりであり、その他住民はいつも同じようメンバーで固めている。行政は自分たちに都合のいい発言をする住民を選抜しているとみられても仕方がない。このような「ベテラン委員」が、多くの他の審議会等にも参加しているというのは多様な意見を町政も反映していくということからしても適切ではない。転入された方もどんどん増えている。公募委員を増やし、多くの住民に参加できるチャンスを拡げなければならない。でないと、ここで書いてあることは建て前ということになる。また町会議員が都市計画審議会は入るのは再考した方がいい。絶対入るなどとは言わないが、すべての議論に入るのはいいか。議員というのは政治的なものを背景にして発言をするし行政の意向を分かった上での発言もある。審議会がゆがめられる恐れがある。議員抜きで議論をする回というようなものも考えてもよいと思う。</p>	<p>公募委員の定員については、他の審議会におきましても原則2名以内としており、現状においては公募委員を増やす予定はありません。 なお、町議会の推薦委員につきましては、島本町都市計画審議会条例第2条において、規定されております。</p>